

鳥 栖 市 議 会 定 例 会 議 案

令 和 6 年 3 月

鳥 栖 市

3 月 市 議 会 定 例 会 議 案 一 覧 表

議案甲第 2 号	鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例	3
議案甲第 3 号	鳥栖市ふるさと「とす」応援寄附金基金条例	9
議案甲第 4 号	鳥栖市競馬事業収入活用基金条例	11
議案甲第 5 号	鳥栖市固定資産税及び都市計画税の納期変更の特例に関する条例の一部を改正する条例	13
議案甲第 6 号	鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	14
議案甲第 7 号	鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	16
議案甲第 8 号	鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	19
議案甲第 9 号	鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例	21
議案甲第 10 号	鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例	30
議案甲第 11 号	鳥栖市民文化会館条例及び鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例	32
議案甲第 12 号	鳥栖市水道事業給水条例の一部を改正する条例	37
議案甲第 13 号	鳥栖市条例を廃止する条例の一部を改正する条例	39
議案甲第 14 号	鳥栖市固定資産評価審査委員会委員の選任について	後送
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	後送
諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	後送
議案乙第 3 号	令和 5 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 7 号）	別冊
議案乙第 4 号	令和 5 年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案乙第 5 号	令和 5 年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案乙第 6 号	令和 5 年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案乙第 7 号	令和 5 年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案乙第 8 号	令和 5 年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案乙第 9 号	令和 6 年度鳥栖市一般会計予算	別冊
議案乙第 10 号	令和 6 年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案乙第 11 号	令和 6 年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案乙第 12 号	令和 6 年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算	別冊
議案乙第 13 号	令和 6 年度鳥栖市水道事業会計予算	別冊
議案乙第 14 号	令和 6 年度鳥栖市下水道事業会計予算	別冊

議案甲第 2 号

鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

鳥栖市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 20 号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後										
（個人番号の利用） 第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の機関が行う<u>法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務</u>とする。 2 略 3 市の機関は、<u>法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 4 略 別表第 1 <table border="1" data-bbox="174 1121 1093 1407"> <thead> <tr> <th>機関</th><th>事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長</td><td>鳥栖市育英資金貸付基金条例（平成 13 年条例第 21 号）による育英資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの</td></tr> <tr> <td>2 市長</td><td><u>保育料等の減免を行う私立幼稚園の設置者に対する補助金の交付に関する事務であって規則で定め</u></td></tr> </tbody> </table>	機関	事務	1 市長	鳥栖市育英資金貸付基金条例（平成 13 年条例第 21 号）による育英資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの	2 市長	<u>保育料等の減免を行う私立幼稚園の設置者に対する補助金の交付に関する事務であって規則で定め</u>	（個人番号の利用） 第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第 2 の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の機関が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。 2 略 3 市の機関は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。 4 略 別表第 1 <table border="1" data-bbox="1146 1121 2065 1407"> <thead> <tr> <th>機関</th><th>事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市長</td><td>鳥栖市育英資金貸付基金条例（平成 13 年条例第 21 号）による育英資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの</td></tr> </tbody> </table>	機関	事務	1 市長	鳥栖市育英資金貸付基金条例（平成 13 年条例第 21 号）による育英資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
機関	事務										
1 市長	鳥栖市育英資金貸付基金条例（平成 13 年条例第 21 号）による育英資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの										
2 市長	<u>保育料等の減免を行う私立幼稚園の設置者に対する補助金の交付に関する事務であって規則で定め</u>										
機関	事務										
1 市長	鳥栖市育英資金貸付基金条例（平成 13 年条例第 21 号）による育英資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの										

	<u>るもの</u>
<u>3</u> 市長	略
<u>4</u> 市長	
<u>5</u> 市長	
<u>6</u> 市長	
<u>7</u> 市長	在宅重度身体障害者等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
略	

別表第 2

機関	事務	特定個人情報
<u>1</u> 市長	<u>保育料等の減免を行う私立幼稚園の設置者に対する補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u> <u>生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u>
<u>2</u> 市長	鳥栖市ひとり親	<u>地方税関係情報</u> であって規則で

<u>2</u> 市長	略
<u>3</u> 市長	
<u>4</u> 市長	
<u>5</u> 市長	
<u>6</u> 市長	在宅重度身体障害者等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
<u>7</u> 市長	<u>生活に困窮する外国人に対する生活保護に関する事務であって規則で定めるもの</u>
略	

別表第 2

機関	事務	特定個人情報
<u>1</u> 市長	鳥栖市ひとり親	<u>地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2</u>

	家庭等医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	定めるもの		家庭等医療費助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	6号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「 <u>地方税関係情報</u> 」という。)であって規則で定めるもの
		略			略
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの			生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「 <u>生活保護関係情報</u> 」という。)であって規則で定めるもの
		略			児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報(以下「 <u>児童扶養手当関係情報</u> 」という。)であって規則で定めるもの
<u>3</u> 市長	略		<u>2</u> 市長	略	
<u>4</u> 市長			<u>3</u> 市長		
<u>5</u> 市長			<u>4</u> 市長		
<u>6</u> 市長	在宅重度身体障害者等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則	略	<u>5</u> 市長	在宅重度身体障害者等に対する日常生活用具の給付に関する事務であって規則	略
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの			生活保護関係情報であって規則で定めるもの

略		

別表第 3

情報照会 機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	略	

	<u>帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報、身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）にいう知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの</u>
略	

別表第 3

情報照会 機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	<u>生活保護法による保護及び生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつ</u>	略	

					て規則で定める もの	
2 教育 委員会	略	略	児童扶養手当 法(昭和36年 法律第238 号)による児童 扶養手当の支 給に関する情 報であって規 則で定めるも の	2 教育 委員会	略	略
						児童扶養手当 関係情報であ って規則で定 めるもの
略				略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和6年3月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

（提案理由）

個人番号を独自に利用する事務等に係る規定を整備したいため、この案を提出する。

議案甲第3号

鳥栖市ふるさと「とす」応援寄附金基金条例

(設置)

第1条 ふるさと鳥栖市を応援する寄附者の思いを具体化する事業を実施するため、鳥栖市ふるさと「とす」応援寄附金基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、基金設置の目的を達成するため必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和6年3月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

ふるさと「とす」応援寄附金基金を設置したいため、この案を提出する。

議案甲第4号

鳥栖市競馬事業収入活用基金条例

(設置)

第1条 佐賀県競馬組合からの競馬事業収入を社会福祉の増進、教育文化の発展、スポーツの振興等の本市の発展に資する事業の財源に充てるため、鳥栖市競馬事業収入活用基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、基金設置の目的を達成するため必要があると認めるときは、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和6年3月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

競馬事業収入活用基金を設置したいため、この案を提出する。

議案甲第 5 号

鳥栖市固定資産税及び都市計画税の納期変更の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥栖市固定資産税及び都市計画税の納期変更の特例に関する条例（昭和 4 5 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
	<u>第 2 2 条 令和 6 年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、第 1 期分の納期は、鳥栖市税条例第 6 6 条及び第 1 3 1 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。</u> <u>第 1 期 5 月 1 日から同月 3 1 日まで</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 1 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

（提案理由）

令和 6 年度の固定資産税及び都市計画税の納期を変更したいため、この案を提出する。

議案甲第 6 号

鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(<u>揭示</u>) 第 23 条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>揭示しなければならない</u>。 (電磁的記録等) 第 53 条 略 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第 4 項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付	(<u>揭示等</u>) 第 23 条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を揭示するとともに、<u>電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない</u>。 (電磁的記録等) 第 53 条 略 2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第 4 項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付

認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。 (1) 略 (2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u> 3～6 略	認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。 (1) 略 (2) <u>電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)</u>をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 3～6 略
---	---

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第53条第2項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和6年3月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正したため、この案を提出する。

議案甲第 7 号

鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(職員) 第 30 条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。 (1)・(2) 略 (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね <u>20 人</u>につき 1 人（法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね <u>30 人</u>につき 1 人 3 略 (職員) 第 32 条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) 略 (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね <u>20 人</u>につき 1 人（法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね <u>30 人</u>につき 1 人	(職員) 第 30 条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とする。 (1)・(2) 略 (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね <u>15 人</u>につき 1 人（法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね <u>25 人</u>につき 1 人 3 略 (職員) 第 32 条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) 略 (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね <u>15 人</u>につき 1 人（法第 6 条の 3 第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね <u>25 人</u>につき 1 人

3 略 (職員) 第45条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることとはできない。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 略 (職員) 第48条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 略	3 略 (職員) 第45条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき2人を下回ることとはできない。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 略 (職員) 第48条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1)・(2) 略 (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) (4) 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 略
--	--

- 附 則
(施行期日)
- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

上記の議案を提出する。

令和6年3月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正したため、この案を提出する。

議案甲第 8 号

鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和 5 8 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 住所地特例地 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 1 9 条第 3 項に規定する<u>特定施設入所障害者</u>（以下この号において「<u>継続入所障害者</u>」という。）が同項に規定する特定施設への<u>入所前</u>に有した居住地（継続して 2 以上の特定施設に<u>入所</u>している<u>継続入所障害者</u>については、最初に<u>入所</u>した特定施設への<u>入所前</u>に有した居住地）又は児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 4 条の 2 第 1 項に規定する指定障害児入所施設等に入所し、若しくは入院している児童（同法第 2 4 条の 3 第 6 項に規定する入所給付決定保護者が本市に住所を有する者に限る。）が指定障害児入所施設等への入所前に有した居住地をいう。	（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 (1)～(4) 略 (5) 住所地特例地 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 1 9 条第 3 項に規定する<u>特定施設入所等障害者</u>（以下この号において「<u>継続入所等障害者</u>」という。）が同項に規定する特定施設への<u>入所又は入居の前</u>に有した居住地（継続して 2 以上の特定施設に<u>入所又は入居</u>をしている<u>継続入所等障害者</u>については、最初に<u>入所又は入居</u>した特定施設への<u>入所又は入居の前</u>に有した居住地）又は児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 4 条の 2 第 1 項に規定する指定障害児入所施設等に入所し、若しくは入院している児童（同法第 2 4 条の 3 第 6 項に規定する入所給付決定保護者が本市に住所を有する者に限る。）が指定障害児入所施設等への入所前に有した居住地をいう。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和6年3月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、条例を改正したため、この案を提出する。

議案甲第 9 号

鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鳥栖市国民健康保険条例（昭和 3 4 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第 8 条 前条第 2 項の所得割額（退職所得に係る所得割を除く。）は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>1 0 0 分の 8. 7 9</u> を乗じて算定する。 2 略 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第 8 条の 2 第 7 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について <u>2 4, 8 0 0 円</u> とする。 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額） 第 8 条の 3 第 7 条第 2 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第 6 条第 8 号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当	（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額） 第 8 条 前条第 2 項の所得割額（退職所得に係る所得割を除く。）は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。）第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に <u>1 0 0 分の 9. 1 9</u> を乗じて算定する。 2 略 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第 8 条の 2 第 7 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について <u>2 8, 8 0 0 円</u> とする。 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額） 第 8 条の 3 第 7 条第 2 項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第 6 条第 8 号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当

該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第9条の3及び第22条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第9条の3及び第22条第1項において同じ。)以外の世帯 29,900円

(2) 特定世帯 14,950円

(3) 特定継続世帯 22,425円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第9条 第7条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.79を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第9条の2 第7条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について8,800円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第9条の3 第7条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第9条の3及び第22条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第9条の3及び第22条第1項において同じ。)以外の世帯 32,000円

(2) 特定世帯 16,000円

(3) 特定継続世帯 24,000円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第9条 第7条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の3.15を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第9条の2 第7条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について10,200円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第9条の3 第7条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9, 700円

(2) 特定世帯 4, 850円

(3) 特定継続世帯 7, 275円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第10条 第7条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.35を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第10条の2 第7条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について10, 600円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第10条の3 第7条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6, 100円とする。

(国民健康保険税の減額)

第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第7条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が220,000円を超える場合には、220,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにそ

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11, 000円

(2) 特定世帯 5, 500円

(3) 特定継続世帯 8, 250円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第10条 第7条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.59を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第10条の2 第7条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について12, 800円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第10条の3 第7条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について6, 700円とする。

(国民健康保険税の減額)

第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第7条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が220,000円を超える場合には、220,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにそ

の世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 17,360円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 20,930円

の世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 20,160円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 22,400円

(イ) 特定世帯 10,465円

(ロ) 特定継続世帯 15,698円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,160円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,790円

(イ) 特定世帯 3,395円

(ロ) 特定継続世帯 5,093円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 7,420円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,270円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき290,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均

(イ) 特定世帯 11,200円

(ロ) 特定継続世帯 16,800円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 7,140円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,700円

(イ) 特定世帯 3,850円

(ロ) 特定継続世帯 5,775円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 8,960円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4,690円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき290,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均

等割額 被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 12,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,950円

(イ) 特定世帯 7,475円

(ウ) 特定継続世帯 11,213円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,400円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,850円

(イ) 特定世帯 2,425円

(ウ) 特定継続世帯 3,638円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,300円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,050円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所

等割額 被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 14,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 16,000円

(イ) 特定世帯 8,000円

(ウ) 特定継続世帯 12,000円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,100円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,500円

(イ) 特定世帯 2,750円

(ウ) 特定継続世帯 4,125円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,400円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,350円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所

属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第6条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 4,960円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,980円

(イ) 特定世帯 2,990円

(ウ) 特定継続世帯 4,485円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第6条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 1,760円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,940円

(イ) 特定世帯 970円

(ウ) 特定継続世帯 1,455円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第6条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 2,120円

属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第6条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,760円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,400円

(イ) 特定世帯 3,200円

(ウ) 特定継続世帯 4,800円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第6条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 2,040円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,200円

(イ) 特定世帯 1,100円

(ウ) 特定継続世帯 1,650円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第6条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 2,560円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯
について 1, 220円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3, 720円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6, 200円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9, 920円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12, 400円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 320円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯
について 1, 340円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4, 320円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 7, 200円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 11, 520円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 14, 400円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 530円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2, 2 0 0</u> 円	イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2, 5 5 0</u> 円
ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3, 5 2 0</u> 円	ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>4, 0 8 0</u> 円
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4, 4 0 0</u> 円	エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5, 1 0 0</u> 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の鳥栖市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和6年3月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

国民健康保険税の税率を改定したいため、この案を提出する。

議案甲第 10 号

鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

鳥栖市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成 6 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前					改 正 後				
別表第 1					別表第 1				
種別	取扱区分		単位	金額	種別	取扱区分		単位	金額
ごみ処理	略				ごみ処理	略			
手数料	一般世帯	一時多量排出ごみ	運搬車 1 台につき（2 トン積相当）	7, 3 3 0 円	手数料	一般世帯	一時多量排出ごみ	運搬車 1 台につき（2 トン積相当）	7, 3 3 0 円
		市長の指定する施設に小動物廃棄物を自己搬入するもの	1 回につき	3 1 0 円					
	事業所	市長の指定する施設に小動物廃棄物を自己搬入するもの	1 回につき	1, 5 7 0 円					
		略				略			
備考 略					備考 略				

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後に行われるごみ処理に係る手数料について適用し、同日前に行われたごみ処理に係る手数料については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和6年3月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

小動物廃棄物に係るごみ処理手数料を廃止したいため、この案を提出する。

議案甲第 1 1 号

鳥栖市民文化会館条例及び鳥栖市体育施設条例の一部を改正する条例

(鳥栖市民文化会館条例の一部改正)

第 1 条 鳥栖市民文化会館条例（昭和 5 6 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
別表第 1 1 大ホール使用料 (単位 円) 略 備考 1 ～ 6 略 2 ～ 4 略 別表第 2 冷暖房使用料	(目的外使用料) <u>第 8 条の 2 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 8 条の 4 第 7 項の規定により会館における目的外使用を許可する場合には、鳥栖市行政財産使用料条例（昭和 3 9 年条例第 8 号）第 2 条第 3 項の規定により、別表第 4 に規定する使用料を徴収する。</u> 別表第 1 1 大ホール使用料 (単位 円) 略 備考 1 ～ 6 略 <u>7 物品の展示、販売等営利を目的として、ホワイエを使用する場合の使用料は、入場料等を徴収しない場合の大ホール使用料の額に 1 0 0 分の 3 0 を乗じて得た額とする。ただし、その額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</u> 2 ～ 4 略 別表第 2 冷暖房使用料

(単位 円)

略

備考 略

(単位 円)

略

備考

1 略

2 ホワイエのみを使用する場合の冷暖房使用料は、入場料等を徴収しない場合の大ホールに係る冷暖房使用料の額に100分の30を乗じて得た額とする。

別表第4

目的外使用料

(単位 円)

区分	単位	期間	使用料の額
<u>行商、募金その他これらに類するもの</u>	<u>1人</u>	<u>1日</u>	<u>40</u>
<u>露店営業</u>	<u>1平方メートル</u>	<u>1日</u>	<u>12</u>

(鳥栖市体育施設条例の一部改正)

第2条 鳥栖市体育施設条例（昭和53年条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(指定管理者による管理)	<u>(目的外使用料)</u> <u>第11条の2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定により体育施設における目的外使用を許可する場合には、鳥栖市行政財産使用料条例（昭和39年条例第8号）第2条第3項の規定により、別表13に規定する使用料を徴収する。</u> (指定管理者による管理)

第14条 体育施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

第14条 体育施設の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

別表13

目的外使用料

区分	単位	期間	使用料の額
鳥栖市民体育館への 広告表示	1平方メートル	1年	6,000円
鳥栖市民球場外野への 広告表示	1平方メートル	1年	9,000円
鳥栖市民球場内野への 広告表示	1平方メートル	1年	6,000円
鳥栖市民球場スコア ボードへの広告表示			
小・中・高生	—	1時間	450円
一般	—	1時間	900円
市外	—	1時間	1,800円
行商、募金その他これらに類するもの	1人	1日	40円
露店営業	1平方メートル	1日	12円

備考 市民球場使用料の備考を準用する。

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
（鳥栖市都市公園条例の一部改正）

2 鳥栖市都市公園条例（昭和53年条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(行為の制限) 第2条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。 (2)～(5) 略 2・3 略 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は<u>第3項</u>の許可を与えることができる。 5 略 (行為の禁止) 第4条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは<u>同条</u>第3項又は第2条第1項若しくは<u>同条</u>第3項の許可に係るものについては、この限りでない。 (1)～(4) 略 (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。 (6)～(9) 略	(行為の制限) 第2条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること <u>(鳥栖市民文化会館条例（昭和56年条例第13号）第8条の2及び鳥栖市体育施設条例（昭和53年条例第13号）第11条の2の許可を受けて行う場合を除く。)</u>。 (2)～(5) 略 2・3 略 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は<u>前項</u>の許可を与えることができる。 5 略 (行為の禁止) 第4条 都市公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。 (1)～(4) 略 (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること <u>(鳥栖市民文化会館条例第8条の2及び鳥栖市体育施設条例第11条の2の許可を受けて行う場合を除く。)</u>。 (6)～(9) 略 <u>(有料公園施設)</u>

第5条の2 都市公園の公園施設のうち、有料で使用するもの
(以下「有料公園施設」という。)は、次の表に掲げるとおりと
する。

区分	有料公園施設
市民公園	鳥栖市民体育館 鳥栖市民球場 鳥栖市民プール 鳥栖市民公園庭球場 鳥栖市民相撲場 鳥栖市 民弓道場 鳥栖市陸上競技場 鳥栖市民文化会館

2 前項の有料公園施設の管理に関しては、別に条例で定めるところによる。

上記の議案を提出する。

令和6年3月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

鳥栖市民文化会館及び鳥栖市体育施設を目的外使用等に供する場合に必要な事項を定めたいため、この案を提出する。

議案甲第 12 号

鳥栖市水道事業給水条例の一部を改正する条例

鳥栖市水道事業給水条例（平成 10 年条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（給水装置の新設等の申込み） 第 5 条 給水装置の新設、増設、改造、修繕（水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 16 条の 2 第 3 項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去工事（以下「給水装置工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 （給水装置の基準違反に対する措置） 第 33 条 略 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 （布設工事監督者の資格） 第 41 条 法第 12 条第 2 項の条例で定める資格は、令第 4 条第 1 項に定める資格とする。 （水道技術管理者の資格）	（給水装置の新設等の申込み） 第 5 条 給水装置の新設、増設、改造、修繕（水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 16 条の 2 第 3 項<u>ただし書の国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去工事（以下「給水装置工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 （給水装置の基準違反に対する措置） 第 33 条 略 2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 16 条の 2 第 3 項<u>ただし書の国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 （布設工事監督者の資格） 第 41 条 法第 12 条第 2 項の条例で定める資格は、令第 5 条第 1 項に定める資格とする。 （水道技術管理者の資格）

第42条 法第19条第3項の条例で定める資格は、令第6条第1項に定める資格とする。

第42条 法第19条第3項の条例で定める資格は、令第7条第1項に定める資格とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和6年3月1日

鳥栖市長 向 門 慶 人

(提案理由)

水道法等の一部改正に伴い、条例を改正したため、この案を提出する。

議案甲第 13 号

鳥栖市条例を廃止する条例の一部を改正する条例

鳥栖市条例を廃止する条例（昭和 41 年条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
	<u>第 7 4 条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年条例第 22 号）は、廃止する。</u>
	<u>第 7 5 条 昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律の施行に伴う鳥栖市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の特例に関する条例（平成元年条例第 1 号）は、廃止する。</u>

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 1 日

鳥栖市長 向 門 慶 人

（提案理由）

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例及び昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律の施行に伴う鳥栖市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の特例に関する条例を廃止したいため、この案を提出する。